国別登録簿管理口座保有者 各位

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室

京都議定書第一約束期間終了に伴う京都メカニズムクレジットの取扱いについてのお知らせ

国別登録簿に口座を開設されている皆様に、第一約束期間の調整期間*の終了と、適用約束期間が第一約束期間の京都メカニズムクレジット(CP1 クレジット)等の取扱いについて、下記の通りお知らせ致します。

*調整期間とは、第一約束期間の目標達成のため京都メカニズムクレジットの国際的な獲得・移転が可能な期間のことです。

記

○ 京都議定書第一約束期間の調整期間終了日について

・気候変動枠組条約事務局から通知があり、京都議定書第一約東期間の調整期間終了日は 2015 年 11 月 18 日となりました。同日が日本政府としての CP1クレジットの償却期限となります。

○ 民間企業等の保有する CP1クレジットの取扱いについて

- ・民間企業等による CP1クレジットの償却を目的とした国の管理口座への移転(以下「償却前移転」という。)、 取消しを目的とした国の管理口座への移転(以下「取消前移転」という。)の申請期限は、2015 年 10 月 18 日とする予定です(必要に応じ所要の措置を講じる場合があります。また申請期限を確定次第、御連絡致 します)。2015 年 10 月 19 日 (予定)以降に申請された償却前移転及び取消前移転については、基本的に 当該移転ができなくなることにつきご承知おき下さい。
- ・2015 年 10 月 19 日 (予定)以降も CP1 クレジットの国際的な獲得及び移転を行うことは可能です。ただし、CP1 クレジットの国際的な獲得及び移転の期限は、2015 年 11 月 18 日までとなります。同日までに国際的な移転を希望される場合は、事務手続の観点から申請期限は 2015 年 11 月 8 日とする予定です。申請期期を確定次第、御連絡致します。
- ・CP1 クレジットは 2015 年 10 月 19 日 (予定)以降も引き続き国内における獲得及び移転は可能です。CP1 クレジットの国内における獲得及び移転の期限については別途ご案内致します(2016 年 4 月以降になる予定です)。
- ・2015年10月19日(予定)以降も、適用約束期間が第一約束期間のCDMクレジット(CP1 CER)は、引き続き原始取得は可能です。ただし、2015年10月19日(予定)以降に原始取得したCP1 CERの償却前移転や取消前移転は実施できません。

○ 2015年11月19日以降に法人口座に残っているクレジットの取扱いについて

- ・2015年11月18日24:00(UTC)時点で民間企業等の保有口座に残っている CP1 クレジットについては、 CP2 クレジットへの付け替え(繰越し)について、日本政府から国連事務局に申請を行う予定です。ただし 日本を含む京都議定書第二約束期間に参加しない国が CP1 クレジットを CP2 クレジットに付け替えできる かについては、国際ルールが決まっておらず、付け替えが認められない可能性があります。その場合、そ れらのクレジットは取消されます(時期は未定ですが 2016年4月以降となります)。
- ・2015年11月19日以降に原始取得するCP1CERについては、CP2クレジットへの付け替えについて、日本政府から国連事務局に申請を行う予定です。ただし現時点で国際ルールが決まっておらず、付け替え申請を行えない、あるいは付け替えが認められない可能性があります。その場合、それらのクレジットは取消されます(時期は未定ですが2016年4月以降となります)。

○ 償却前移転済み tCER 補填のための移転について

- ・すでに償却前移転した tCER の補填のための政府管理口座への移転(以下「補填前移転」という。)のうち、CP1 クレジットによる補填前移転の期限は、基本的に 2015 年 11 月 18 日までとなります。2015 年 11 月 18 日までに補填のための CP1 クレジットの移転を希望される場合は、事務手続の観点から申請期限は 2015 年 11 月 8 日とする予定です。申請期限を確定次第、御連絡致します。
- ・ただし 2015 年 11 月 19 日以降に原始取得した CP1 CER による補填前移転については、2015 年 11 月 19 日以降も可能です。2015 年 11 月 19 日以降に原始取得した CP1 CER による補填前移転の期限については別途ご案内致します(2016 年 4 月以降になる予定です)。
- ・2015年11月9日から2015年11月18日までに原始取得するCP1CERで補填前移転を予定している民間企業等の方は、対応につき環境省として個別に協議致します。

(参考: CP2 クレジットの取扱いについて)

- ・適用約束期間が第二約束期間の CDM クレジット(CP2 CER)は、京都議定書第二約束期間に参加しない 我が国において償却前移転はできませんが、取消前移転は可能です。
- ・CP2 クレジットの国際的な獲得・移転は国際ルールにより実施できませんが、国内における獲得・移転は、可能です。
- ・CP2 CER の原始取得及び当該クレジットを用いた補填前移転は可能です。

以上

お問合せ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 担当:古井、和田、水野

TEL: 03-5521-8354, E-mail: kyomecha-registry@env.go.jp

◆ CP1クレジットの取扱い

CP1 クレジット AAU、ERU、CER	~10/18 (予定)	10/19 (予定)~ 11/18	11/19~	11/19 以降に法人口座に 残っているクレジット		
償却前移転	0	×	×	政府から国連事務局に CP2 クレジット		
取消前移転	0	×	×	への付け替え(繰越し)申請を行う予定です。		
国際的な獲得・移転	0	O(<u></u> %1)	×	ただし、国際ルールが決まっておらず、 結果として付け替えが認められない可		
国内における 獲得・移転	0	0	0	能性があり、その場合、それらのクレジットは取消されます(時期は未定だが、2		
原始取得(CP1 CER)	0	0	O(% 2)	016 年 4 月以降)。		

^{※1} 事務手続きの観点から振替申請は 11/8 を期限とする予定です。

◆ 償却前移転済み tCER 補填のための移転

	~10/18 (予定)	10/19 (予定)~ 11/18	11/19~	備考
CP1 CERによる 補填前移転	0	0	O(% 3)	CP1 CER による補填前移転の期限に ついては別途案内予定です(2016 年 4 月以降)
CP1 CER 以外のクレジットによる補填前移転	0	O(%4)	×	

^{※3 2015}年11月19日以降に原始取得した CP1 CER による補填前移転のみ可能。

◆ CP2 クレジット(日本においては CP2 CER のみ)の取扱い

CP2 CER	~10/18 (予定)	10/19 (予定)~ 11/18	11/19~		
償却前移転	×				
取消前移転	0				
国際的な獲得・移転	×				
国内における 獲得・移転	0				
原始取得	0				

^{※2 11/19} 以降に原始取得した CP1 CER は繰越し申請できない可能性があり、その場合、それらのクレジットはいずれかの時点で取消されます。

^{※4} 事務手続きの観点から振替申請は 11/8 を期限とする予定です。